

倫理規程

(2022年6月18日改訂 12月3日施行)

(目的)

第1条 公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「本協会」という。）は、本協定会款第3条により、ライフル射撃界を統轄し、代表する団体として、ライフル射撃スポーツの普及及び振興を図り、もって広く国民の心身の健康に寄与することを目的とする。

この規程は、本協会の会員等に対し、倫理の保持に関する指針となるべき事項を定め、本協会関係者及び国民から本協会の事業に対して疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もってライフル射撃スポーツ及び本協会に対する社会的な信頼を確保していくことを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、次の者（以下「会員等」という。）に適用する。

- ① 本協会の会員（正会員、普通会员、名誉会員、賛助会員）
- ② 本協会の役員等、部門・委員会の委員及び職員
- ③ 本協会の加盟団体
- ④ 本協会の加盟団体の会員、役員、職員その他関係者

(会員等の責務)

第3条 会員等は、本協会の目的に従って広く公益の増進に寄与すべき責務を有するものであることを認識し、常に自らを厳しく律して社会からの期待に相応しい責任ある行動を取らなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第4条 会員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、その職務や地位を利用して私的な利益を追求してはならない。

- 2 本協会の役員及び職員は、その職務の執行に際し、本協会と利益相反が生じる可能性がある場合には、理事会の定める手続きに従わなければならない。

(会員等の遵守事項)

第5条 会員等は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ① 個人の名誉を尊重し、プライバシーを保護すること。
- ② 身体的・精神的暴力、身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントなどの行為を行わないこと。
- ③ ドーピング、薬物犯罪及び規制薬物に係る不正行為を行わないこと。
- ④ 補助金、助成金等（本号において「補助金」という。）に係る予算は適正に執行し、補助金等の交付の不正な申請及び使用を行わないこと。
- ⑤ 関連法令及び本協会の定款、倫理規定その他規程・規則を厳格に遵守し、社会規範から逸脱することなくフェアプレーの精神に則り行動すること。

(処分)

第6条 会員等がこの規程に違反した場合においては、これに対し処分をすることができる。

(改廃)

第7条 この規程は、社員総会の決議により改廃することができる。

(補則)

第8条 会員等がこの規程に違反する行為をした場合における手続きその他この規程を実施するために必要な事項は、理事会の決議で決める。

(附 則)

- 1 この規程は、平成21年5月30日から施行する。
- 2 この規程は理事会で定める日(2022年6月18日)から施行する。
(ガバナンスコード基本原則8「利益相反を適切に管理」基本原則10「懲罰制度の構築」に対応)
- 3 この規程は理事会で定める日(2022年12月3日)から施行する。(倫理規程第7条及び本部及び委員会の運営に関する規程第11条第1項第11号の規定と関連付け)
- 4 改正前の公益社団法人日本ライフル射撃協会倫理規程(平成21年5月30日施行)によってなされた処分及び手続は、それぞれこの規程の相当規定によってなされたものとみなす。